

## 赤坂消防署からのお知らせコーナー

### 消火栓や消防水利の標識付近への駐車はやめよう

道路交通法では、消防水利や水利標識の周囲への駐車が禁止されています。

これは、消防隊がいつでも消防水利を有効に活用できるようにするためです。

具体的な駐車禁止の範囲は、次のとおりです。

- ① 消防用機械器具の置場若しくは消防用防火水槽の側端、又はこれらの道路に接する出入口から 5 メートル以内の部分
- ② 消火栓、指定消防水利の標識が設けられている位置、又は消防用防火水槽の吸水口若しくは吸管投入孔から 5 メートル以内の部分

